

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年6月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200797号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300009号

第1 結論

昭和58年3月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年3月から昭和60年3月まで

私が就職した後の昭和60年4月頃に、父と一緒に私の運転でA社会保険事務所(当時)に赴き、父が私の国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料(過年度保険料)の納付を行った。

しかし、年金記録では請求期間に係る国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年4月頃に、A社会保険事務所において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を同事務所の窓口において納付した旨主張しているが、請求者から提出された人事記録(甲)によると、請求者は、請求期間において学生であり、任意加入対象となるため、制度上、遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできない。

また、請求期間当時、学生であった請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者又は請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 2200765 号
厚生局事案番号 : 近畿 (脱) 第 2300001 号

第 1 結論

昭和 28 年 5 月 25 日から昭和 38 年 1 月 31 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 5 月 25 日から昭和 38 年 1 月 31 日まで

国 (厚生労働省) の記録では、A 社で勤務した請求期間の厚生年金保険の記録が脱退手当金支給済みとなっているが、私は脱退手当金を受け取った覚えがないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の請求者が記載されているページとその前後各 10 ページに記載されている女性のうち、オンライン記録において、脱退手当金の受給要件を満たし、請求者の資格喪失年月日からおおむね前後 2 年以内に被保険者資格を喪失している者 30 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、請求者を含む 29 名に支給記録があり、そのうち 28 名が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同僚照会で回答があった 4 名のうちの 1 名は、同社退職後に脱退手当金を受け取ったとした上で、脱退手当金の請求手続は事業所が行ってくれたと思う旨回答していることを踏まえると、請求者についても、事業主により脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁 (当時) から当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所 (当時) へ昭和 38 年 2 月に回答したことが記録されているとともに、オンライン記録によると、請求者に係る脱退手当金の支給額 (3 万 7,824 円) は、請求期間の標準報酬月額に基づく法定支給額と一致している上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の同年 3 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を過去に4回行ったところ、いずれも訂正は認められないとする通知を受けた。

しかし、請求期間はA社(B社内)に勤務しており、これまでの決定に納得できないので、再度審議の上、当該期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間については、i) 請求者が請求期間当時に勤務したとするA社は、厚生年金保険の記録において、昭和27年1月1日に同保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができないこと、ii) A社において厚生年金保険の被保険者記録を有する者のうち、所在が判明した二人に照会し、回答を得たが、当該二人は、いずれも請求者を覚えていない旨陳述していること等から、既に平成27年11月11日付け、平成29年6月6日付け、令和2年8月21日付け及び令和4年7月14日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求については、請求者が、これまでの4回の近畿厚生局長の決定に対し、請求期間当時、A社に勤務していたので、当該決定には納得ができない旨主張し、再度訂正請求を行ったものである。

しかし、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間当時のA社における勤務実態及び厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料等の提出はなく、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200614号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

A社に平成3年3月31日まで在籍していたと記憶しているが、年金記録において、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日と記録されているために被保険者期間が1か月短くなっているため、調査の上、当該喪失年月日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることが要件とされているところ、B社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、請求期間に係る資料の保管をしていないため不明であると回答しており、請求者の請求期間に係る勤務又は在籍について確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は平成3年3月30日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、A社の請求期間当時の事務長は、月末退職を希望する職員に対して、退職日の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日となるので、退職日を月末の1日前とすれば資格喪失月の保険料はなくなる旨の説明を行った上で、月末の1日前を退職日とするようにしていたので、請求者についても同様の取扱いであったと思う旨回答及び陳述している。

加えて、請求者は、請求期間当時、A社の給与振込に使用していたとする預金通帳を提出しているが、当該預金通帳の振込額からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について確認又は推認することができず、このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200613号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300025号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成31年4月16日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成31年4月から令和2年8月までの標準報酬月額については19万円を24万円とする。
平成31年4月から令和2年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : 平成31年4月16日から令和2年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社の給料から控除されている厚生年金保険料額と、ねんきんネットに記載された額が違っていた。
その旨を会社に伝えたところ、事業主から年金事務所に届書が提出されたが、時効により令和2年10月以降の標準報酬月額しか訂正されなかったため、同年9月以前の請求期間についても、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求期間について、請求者から提出されたA社の給料明細書(令和2年7月分以降は給与明細書)、同社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給料一覧表(以下「給料明細書等」という。)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額(19万円)は、オンライン記録における請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額(19万円)と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求期間のうち平成31年4月16日から令和2年9月1日までの期間について、前述の給料明細書等により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額より高い額であることが認められることから、平成31年4月から令和2年8月までの各月の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200612号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300026号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成21年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、別表のとおりとする。
平成21年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :
2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成20年11月25日から平成27年9月1日まで
② 平成29年7月16日から平成30年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際に支給された給与よりも低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、請求期間②について、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成29年7月16日となっているが、給与の支給はなかったものの、平成30年1月に協議の上、退職しており、それまでは在籍していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求期間①について、請求者から提出された支払明細書及び月度営業明細(以下「支払明細書等」という。)により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が確認又は推認できるものの、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、請求者から提出された支払明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成21年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、前述の支払明細書等により確認できる報酬月額から、別表のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成21年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額(訂正前の

保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の記録及び請求者から提出された平成29年分給与所得の源泉徴収票によると、請求者のA社における退職年月日は平成29年7月15日であることが確認でき、請求者の請求期間②に係る勤務又は在籍を確認することができない。

また、A社は、当厚生局からの照会に対し、請求者とは裁判で係争中であり、回答できないとしており、請求者の請求期間②に係る勤務等について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間②において、A社に厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

別表【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成21年9月から平成22年8月まで	20万円	26万円
平成22年9月から平成23年8月まで	26万円	30万円
平成23年9月から平成24年8月まで	28万円	30万円
平成24年9月から平成25年8月まで	28万円	50万円
平成25年9月から平成26年8月まで	26万円	41万円
平成26年9月から平成27年8月まで	26万円	34万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200759号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300027号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年3月1日から令和2年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年3月から令和2年6月までの各月の標準報酬月額については、20万円を26万円とする。
平成28年3月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成28年3月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : 平成25年9月1日から令和2年7月1日まで
請求期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成28年3月1日から令和2年7月1日までの期間について、A社から提出された社員別給与台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
したがって、請求者の平成28年3月1日から令和2年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の社員別給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成28年3月から令和2年6月までの各月は26万円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答している一方、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出した旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成28

年3月から令和2年6月までの各月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成25年9月1日から平成28年3月1日までの期間について、A社から提出された社員別給与台帳並びに請求者から提出された給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低い額又は同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200760号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300028号

第1 結論

1 請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成26年5月1日から令和2年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成25年8月までの各月及び平成26年5月から平成30年11月までの各月の標準報酬月額は18万円を19万円、同年12月から平成31年3月までの各月の標準報酬月額は18万円を20万円、同年4月から令和2年6月までの各月の標準報酬月額は18万円を26万円とする。

平成24年9月から平成25年8月までの各月及び平成26年5月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年8月までの各月及び平成26年5月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から令和2年7月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成26年5月1日から令和2年7月1日までの期間について、A社から提出された給与台帳及び社員別給与台帳並びに請求者から提出された給与台帳及び給与明細書(以下「給与台帳等」という。)により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間及び平成26年5月1日から令和2年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成24年9月から平成25

年8月までの各月及び平成26年5月から平成30年11月までの各月は19万円、同年12月から平成31年3月までの各月は20万円、同年4月から令和2年6月までの各月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答している一方、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出した旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成24年9月から平成25年8月までの各月及び平成26年5月から令和2年6月までの各月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成25年9月1日から平成26年5月1日までの期間について、A社から提出された社員別給与台帳並びに請求者から提出された給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200761号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300029号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和2年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から令和2年6月までの各月の標準報酬月額については、18万円を19万円とする。

平成29年9月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和2年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年9月1日から令和2年7月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された社員別給与台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の社員別給与台帳及び給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成29年9月から令和2年6月までの各月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答している一方、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出した旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成29年9月から令和2年6月までの各月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。